

第3章

地域福祉の推進



イラスト：“社会福祉法人 修倫福祉会 丸太”による作品

第3章 地域福祉の推進

1 第1次地域福祉活動計画の評価

第1次地域福祉活動計画の基本目標に沿った事業の取り組み状況について、社協の担当者により、5段階で評価しました。本計画では、下記の表のように、①と②を○、③を△、④と⑤を×で表しました。

39事業のうち、○と評価されたのは10事業、△は27事業、×は2事業でした。

①優良。現状維持が適切。	②良好。さらに推進。	③一部の創意工夫が必要。	④大幅な事業の改善が必要	⑤事業の見直しが必要
○		△	×	

基本目標1 ひとづくり ～誰もがふれあい、思いやりの意識を育む～

(1) だれもが地域福祉に関心がもてるようにする

主な取り組み		活動内容	評価
1	社協だよりの発行	「社協だより」の発行を通じて福祉に関するさまざまな情報の発信、社会福祉協議会の事業内容の啓発、紹介ができるよう、内容の充実と市民ニーズの把握に努めます。	△
2	ホームページの充実	だれもがいつでも社会福祉協議会の福祉活動の情報が得られるよう、充実したホームページの作成と、迅速な情報の更新に努めます。 また、利用者が参加できる双方向によるコミュニケーションの仕組みづくりについての検討をしていきます。	△
3	共同募金事業の実施	毎年10月に赤い羽根共同募金活動を実施し、寄付文化の醸成と福祉の心の浸透を図ります。	○

(2) 学校との連携により、子どもたちの福祉の心を育む

主な取り組み		活動内容	評価
4	福祉教育の推進	教育委員会、福祉協力校との連携による福祉教育メニューの検討をします。 学校間で福祉教育内容の共有化が図れる仕組み作りに努めます。	△
5	子どもたちが福祉について学べる機会の創出	学校以外の場でも子どもたちに福祉について学べる機会を提供するため、長期休暇中などにおける福祉教育の場をつくれます。	△



(3) ボランティア活動を活発にする

主な取り組み		活動内容	評価
6	ボランティアセンター (注8)の運営	ボランティア活動希望者と依頼者への対応やボランティアに関する専門的な相談・情報提供が迅速・適切に行えるよう、ボランティアコーディネーター(注9)の専門性やスキルの向上を図ります。	△
7	各種養成講座の開催	ボランティア活動希望者やボランティア実践者のニーズに沿った研修や講座が開催できるよう、内容の充実を行います。	○
8	ボランティア情報の提供	社協だよりやホームページを通じてボランティア活動の状況や内容について情報発信していきます。	△
9	新たなボランティアメニューの検討	ボランティアについての市民意向を把握し、若い世代や団塊の世代(注10)など、これまでボランティア活動に関わりの少なかった方が興味、関心をもてる新たなボランティアメニューについての検討を進めます。	×



基本目標 2 地域づくり ～助け合い支え合う関係をつくる～

(1) 地域のことを知り、考える

主な取り組み		活動内容	評価
10	地域について話し合える場の開催	住民自身が地域の課題を自分自身の課題として受けとめ、ともに住民同士の話し合いを通じて問題解決に導いていけるよう、地域懇談会などの開催を検討します。	△
11	地域について考えるきっかけづくり	地域の資源や課題などをみつけ、地域福祉に取り組むきっかけとなるような機会を創出します。	△

(2) 日常的に見守り、助け合える関係をつくる

主な取り組み		活動内容	評価
12	ふれあいサロンの開催支援	ふれあいサロンを実施する主催団体に対して、地域の特性に応じた取り組みができるよう、行政との連携のもと、より自主性に基づいた、地域に根付いた行動が行えるような側面支援に努めます。	×
13	独居高齢者などへの慰問・交流活動	在宅のひとり暮らし高齢者の方への慰問や、仲間づくりや生きがいづくりを目的として、レクリエーションや創作活動を通じて心身の健康維持とともにひとり暮らしの不安解消を図ります。	△
14	世代間交流活動の促進	高齢者や子ども、その他青年層、壮年層など多様な年齢層による世代間交流を促進します。	○
15	地域における防犯活動への支援	子ども、高齢者の見守り活動などの地域ぐるみの防犯活動を促進し、だれもが安心して暮らせる環境の整備に努めます。	△
16	支部活動の充実	地域住民が主役となり、各地域において子どもから高齢者・障がい者が、住み慣れた地域のなかで安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力により地域で行う支え合い、助け合い活動の普及に努めます。	○



(3) 支援が必要な人を見逃さない地域をつくる

主な取り組み		活動内容	評価
17	行政との連携による見守りネットワークの検討	行政や民生委員児童委員と連携を図り、地域包括支援センター ^(注11) を中心としたひとり暮らし高齢者など、支援が必要な人の実態把握に努めます。	○
18	心配ごと相談事業	さまざまな心配ごとや、悩んでいることを相談できる場を提供し、相談内容に応じて適切な助言、援助を行います。	△
19	愛のバス送迎サービス事業	車いす使用者や肢体不自由な方の通院などに対し、乗用車リフト付き車両による送迎を実施しています。	△
20	高齢者に対する相談支援体制の充実	地域包括支援センターを中心に、高齢者に対する総合的な相談体制を構築します。	○
21	障がいがある人に対する相談体制の充実	障がいがある人に対し、サービスの相談やピアカウンセリング ^(注12) 、情報提供などを行います。また、その他の相談支援機関などと連携を強化していきます。	△
22	相談員の人材育成	茨城県社会福祉協議会が開催する研修会へ積極的に参加するとともに、社協内でのOJT ^(注13) を中心に職員及び相談員の知識の向上に努めます。	△
23	身近な相談体制の整備	民生委員・児童委員への支援を通じ、プライバシーに配慮しつつ、それぞれの地域において、いつでも気軽に相談できる身近な相談体制づくりを推進します。	△

基本目標3 ネットワークづくり ～協働と連携でみんながつながる～

(1) 各種団体活動を支援する

主な取り組み		活動内容	評価
24	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員への学習会や研修の実施を通じて、民生委員・児童委員の地域支援力と意識の向上を支援します。	○
25	シニアクラブへの支援	シニアクラブの活動を魅力あるものにするため、行政との連携により、各シニアクラブの創意工夫による活動を支援しています。	△
26	子ども会育成連合会への助成援助	児童・生徒の健全育成を図るため、関係機関や各種団体との連携により、福祉活動を支援しています。	△
27	身体障がい者福祉団体への育成援助	各種団体と協力し、障がい者における社会参加の促進及び自立支援を援助しています。	△
28	母子寡婦福祉団体への支援	母子寡婦福祉団体への活動支援を行い、自主運営へ向けた支援を進めます。	○

(2) 団体同士の連携を強化する

主な取り組み		活動内容	評価
29	各種関係機関との情報共有体制の構築	行政と連携を図りながら、制度情報、活動情報などを関係機関・団体などで共有できるような仕組みづくりを検討します。	△
30	各福祉活動団体との連携体制づくり	ボランティアや各福祉活動団体など、地域で活動を行っているさまざまな団体が協力と連携を図れるよう、ネットワークの構築を検討します。	△

(3) 社協における支援体制を強化する

主な取り組み		活動内容	評価
31	コミュニティソーシャルワーカー <small>(注14)</small> の育成	地域において、専門的に人づくり、資源の活用、活動やサービスの連携・調整などを行う、専門知識を有するコミュニティソーシャルワーカーの育成に努めます。	△
32	職員間の情報共有	地域における相談や課題などについて、社会福祉協議会として一体的な支援ができるよう、情報共有体制の構築に努めます。	△



基本目標4 安心な環境づくり ～サービスを活かし、自立して暮らす～

(1) 高齢期を健やかに過ごせるようにする

主な取り組み		活動内容	評価
33	健康づくり介護予防事業の推進	地域包括支援センターや支部事業として、健康づくりや介護予防に関する取り組みを充実させるとともに、比較的元気な高齢者が気軽に健康づくりに取り組めるよう、場所や機会の提供に努めます。	△
34	介護保険サービスの提供	在宅の要介護者などが介護保険から給付される在宅サービスなどを適正に利用できるよう、ケアマネジャーが介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介などのケアマネジメントを行います。また、地域包括支援センターにおいて、要支援者を対象に介護予防サービス計画の作成などを行います。	○
35	地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの周知と周知度の向上をめざし、地域ケアの拠点としてのセンターづくりと介護予防の推進や総合相談など、高齢者を総合的に支援する体制を強化していきます。	△
36	認知症高齢者などへの支援の強化	認知症の予防についての取り組みを強化するとともに、認知症に対する理解の促進や知識の普及、地域における見守り、支援体制を強化します。	△

(2) 障がいがある人の生活を支える

主な取り組み		活動内容	評価
37	障がいがある人に対する福祉サービスの提供（障がい者総合支援事業）	障がいのある人が住み慣れた自宅で日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスを提供します。（ホームヘルプサービス事業、身体障がい者デイサービス、障がい者ワークス）	○
38	相談支援事業の実施	障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、障がい者が望む生活を支援するためのケアマネジメントを行います。	△



(3) 保育、子育て環境を支援する

主な取り組み		活動内容	評価
39	子育てサ ポーター 設置事業	地域の育児に関する相互援助活動を実施し、既存の保育サービスなどで応じきれない部分について、有償によりサービスを行います。 【サービス内容】 <ul style="list-style-type: none">産前産後における妊産婦や乳幼児の世話学校の放課後又は児童クラブ活動終了後の子どもの預かり保育施設利用時の保育前後に係る子どもの預かり保護者が病気の場合など、臨時的な子どもの預かり保育施設などへの送迎	△



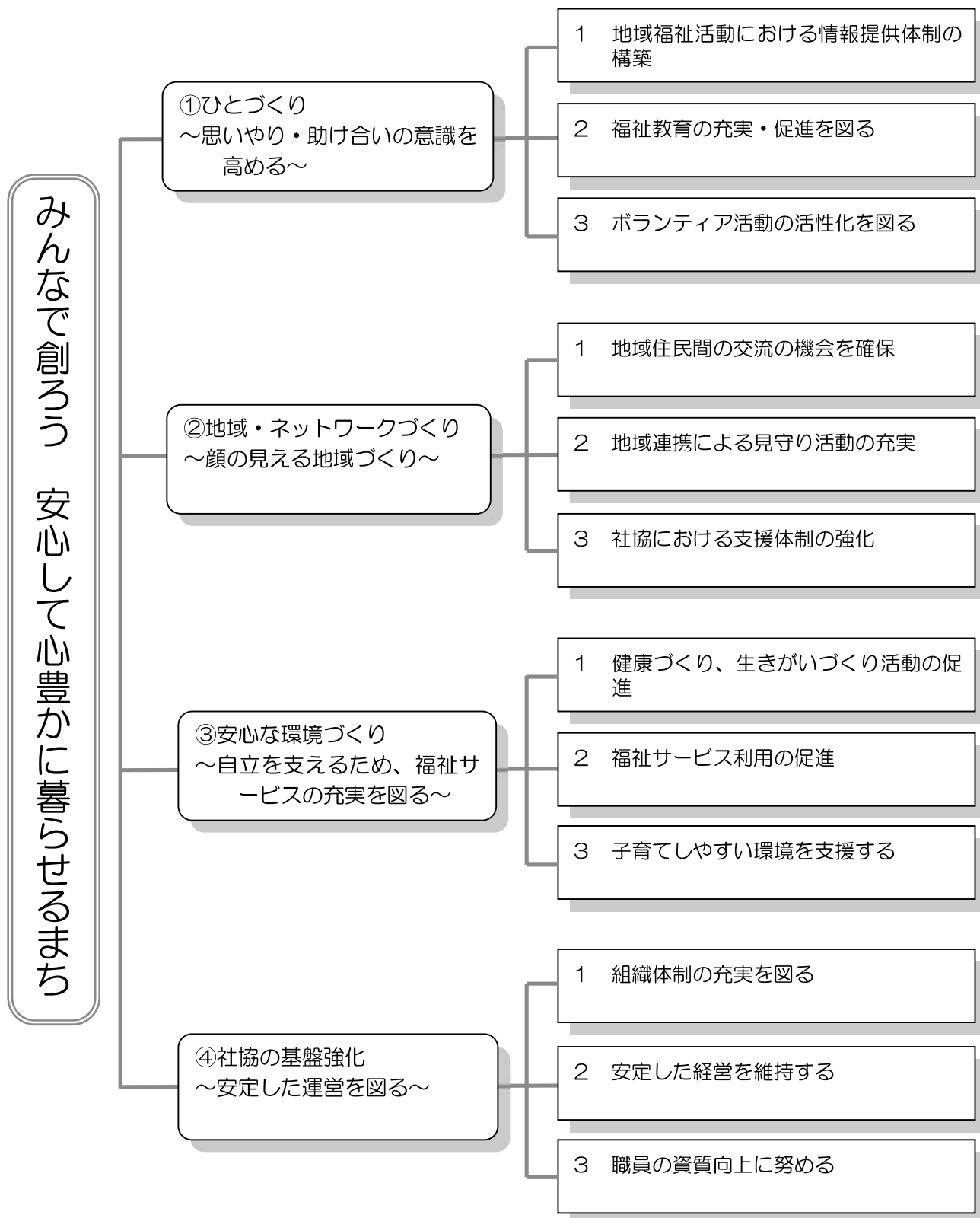


2 第2次坂東市地域福祉活動計画の体系

《 基本理念 》

《 基本目標 》

《 重点目標 》



3 基本理念

みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち

市民一人一人が主体的、自立的にまちづくりに関わっていくとともに、市民、事業者、行政それぞれが連携し、「共生」「主体性」「協働」を基本的な考え方とし、「安心して心豊かに暮らせるまち」を目指していきます。

第1次計画の基本理念を踏襲し、引続きこの理念のもとで地域福祉を推進していきます。

4 基本目標・取り組みの方向性

【基本目標 1】

ひとづくり ～思いやり・助け合いの意識を高める～

地域福祉を推進していくためには、子どもから大人まですべての市民が、お互いの気持ちや親切心を大切にし、思いやりの心を育てていくことが大切です。また、地域福祉とは何か、なぜ必要なのか、そして、どのようなことが地域には求められているのかを、しっかりと学ぶことが大切になってきます。

しかし、「福祉」や「ボランティア」という言葉に対し、「奉仕すること」や「してあげる」といったイメージをもつ場合があり、率先して取り組むことが敬遠されがちです。また、核家族化も進み、高齢者や障がい者などと日常生活で直接関わるのが少なくなっています。このような福祉課題に直面していない家庭などでは福祉への関心が薄いことも見受けられます。

学校でも福祉教育に取り組んでいますが、より一層、子どもたちに福祉の本来の意味や目的を伝えていくことが必要となっています。

(1) 地域福祉活動における情報提供体制の構築

市民が地域福祉に対して関心を持ち、その内容を理解できるよう、さまざまな機会を通して福祉に関する情報提供できる体制の構築を進めます。

主な取り組み		活動内容
1	社協だよりの発行	福祉に関する様々な情報の発信、社会福祉協議会の事業内容の啓発、紹介ができるよう、内容の充実と市民ニーズの把握に努める。
2	ホームページの管理・運営	誰もがいつでも社会福祉協議会の福祉活動の情報が得られるよう、充実したホームページの作成と、迅速な情報の更新に努める。
3	福祉ニーズの把握	広報紙などのアンケート調査により市民の福祉ニーズの把握に努め、地域福祉の推進を図る。



(2) 福祉教育の充実・促進を図る

子どもの頃から福祉について正しい知識をもてるよう、学校、地域を通じた福祉教育を推進します。

主な取り組み		活動内容
4	福祉出前講座	学校のニーズに即した福祉出前講座を実施し、福祉教育の推進を図る。
5	福祉教育協力校	社会福祉への理解と関心を高めるため、福祉協力校を指定し連携を図ることで、幅広い福祉教育・学習の機会を提供する。
6	各種福祉講座の充実	学校における福祉教育のみでなく、地域における福祉教育の推進に向け、社協の専門性を活かした内容の講座を開催。

(3) ボランティア活動の活性化を図る

ボランティアグループの活動を活発にするとともに、市民が身近なところから始められるボランティア活動についての情報提供を行います。

主な取り組み		活動内容
7	ボランティアセンターの運営	ボランティア活動希望者と依頼者への対応や専門的な相談・情報提供が迅速に、適切に行えるようボランティアコーディネーターのスキルアップを図る。
8	ボランティア養成講座の開催	ボランティア活動希望者やボランティア実践者のニーズに沿った研修や講座を開催し、人材育成に繋げる。
9	ボランティア情報の提供	広報紙やホームページなどを通じて、ボランティア活動の状況や内容について情報発信をしていく。

【基本目標 2】

地域・ネットワークづくり ～顔の見える地域づくり～

近年、地域の中で近所づきあいが希薄化しています。積極的に地域との交流を望まなかったり、転入者や外国人のように地域との交流に参加できなかったりという理由で、地域の中で孤立するおそれのある人が増えています。

また、災害時の支援体制は、市内のすべての地区で改革が必要です。防犯については、地域の見守り活動や助け合いが重要ですが、地区ごとに取り組みに格差があり、市内のすべての地区で対策が図られているとは言えません。

地域福祉を推進していくためには、市民一人一人が声かけやあいさつなどの日常的なところから交流を実践し、だれもが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に参加できるようにしていく必要があります。

(1) 地域住民間の交流の機会を確保

地域住民をはじめ、高齢者や子どもなど、さまざまな人が交流できる機会を提供し、交流活動を促進します。

主な取り組み		活動内容
10	世代間交流活動の促進	支部活動の推進により高齢者や子ども、その他青年層、壮年層など多様な年齢層による世代間交流の機会の提供促進。
11	ふれあいサロン活動の推進	地域で集まれる場所を確保し、地域での孤立化の防止と社会参加活動の促進を図る。
12	地域における防犯活動への支援	子ども、高齢者などの見守り活動などの地域ぐるみ防犯活動を促進し、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努める。

(2) 地域連携による見守り活動の充実

地域において子ども、高齢者、障がい者など全ての人が安心して生活できるよう、地域住民が主役となり、行政や民生委員児童委員、社協などと連携を図り、見守り活動を充実させます。

主な取り組み		活動内容
13	行政との連携による見守りネットワークの構築	地域包括支援センターを中心とした、ひとり暮らし高齢者など支援が必要な人の実態把握。
14	災害時の体制づくり	災害時の要援護者の把握に努め、地域における災害時要援護者避難支援体制づくりの推進。
15	相談支援体制の整備	民生委員児童委員との連携を強化し、プライバシーに配慮しつつ、それぞれの地域において身近な相談体制の確立を図る。



(3) 社協における支援体制の強化

行政や民生委員児童委員、福祉施設、各地域の自治会組織などと連携を図り、社協が主体となった支援体制を強化します。

主な取り組み		活動内容
16	各関係機関との情報共有体制の構築	行政と連携を図りながら、制度情報、活動情報などを関係機関・団体などで共有できるような仕組みづくりを検討。
17	各福祉活動団体との連携体制づくり	ボランティアや各福祉活動団体など、地域で活動を行っている様々な団体が協力と連携を図れるよう、ネットワークの構築を推進。
18	コミュニティソーシャルワーカーの育成	地域において、専門的に活動やサービスの連携・調整などを行う、専門知識を有するコミュニティソーシャルワーカーの育成、技術の向上。



交流そば打ち



ウォーキング教室

【基本目標 3】

安心な環境づくり ～自立を支えるため、福祉サービスの充実を図る～

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。社会福祉協議会においても、提供している様々なサービスを充実させ、地域全体で自立を支えるための事業を育成する基盤づくりを進めていく必要があります。

福祉サービスについては、利用者が必要なサービスを適切に利用できるようにするための支援や、質の高いサービス提供が必要となっています。

現在、社協では、介護保険サービス、地域活動支援センター事業や子育てサポーター設置事業などを通じ、さまざまな福祉サービスを提供しています。今後、市内における福祉サービスの提供主体としての役割がますます大きくなっていきますが、サービスの提供は、高齢者に対するものの比重が高くなっているため、市民ニーズなどを把握しながら、各福祉サービスをバランスよく提供できるよう検討する必要があります。

また、近年では福祉サービスの量的な増加が進んでおり、それに伴ってサービスの質的な充実にも目が向けられ始めています。社協においては、サービスの提供体制の中で一人の職員にかかる負担の増加などが課題となっており、福祉サービスを担う人材の確保と定着により、質の高いサービス提供に向けた組織づくりを進めていく必要があります。

(1) 健康づくり、生きがいづくり活動の促進

健康づくりや介護予防に関する取り組みを充実させ、元気な高齢者は、気軽に健康づくりに取り組めるようにします。ひとり暮らし高齢者を中心に、仲間づくりや生きがいづくりを目的としたレクリエーションや創作活動を通じて、心身の健康維持を図ります。

主な取り組み		活動内容
19	健康づくり、介護予防活動の充実	健康体操の普及や各種スポーツ活動において健康づくりや介護予防に対する取り組みを充実させる。
20	地域包括支援センターの機能強化	地域ケアの拠点としてのセンターづくりと介護予防の推進や総合相談など、高齢者を総合的に支援する体制を強化。
21	生きがいづくり、趣味教養活動の充実	高齢者の生きがい対策推進や寝たきりゼロを目標に趣味・教養・心身の健康づくり対策を強化。



(2) 福祉サービス利用の促進

地域住民に向けた福祉サービスの内容や、地域に設置されている福祉施設のPRを積極的に行い、地域住民が困ったときにすぐに相談できるような体制を整え、福祉サービス利用を促進します。

主な取り組み		活動内容
22	障がい者福祉団体の育成援助	各種団体と協力し、障がい者における社会参加の促進及び自立支援を援助する。
23	障がい者総合支援事業の推進	障がいのある人が住み慣れた自宅で日常生活を営むことができるよう、「障害者総合支援法」に基づく居宅介護サービスの充実を図る（ホームヘルプサービス事業、身体障がい者デイサービス事業、障がい者ワークス事業）。
24	相談支援活動の推進	障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、障がい者が望む生活を支援する。

(3) 子育てしやすい環境を支援する

保護者が働いていたり、病気などで家庭での保育ができない乳幼児を保育するとともに、子育てする保護者への支援を行い、子ども自身の成長と子育て家庭の不安の軽減に努めます。

主な取り組み		活動内容
25	子育てサポーター設置事業の運営	地域の育児に関する相互援助活動を実施し、既存の保育サービスで応じきれない部分について、有償によりサービスを提供する。
26	子育てサロンの推進	子育て中の母親同士が育児不安などについての相談や情報交換などができる場の提供を推進。
27	ひとり親家庭への支援	母子寡婦福祉団体の育成支援を図り、会員相互の支え合いや情報共有の機会の提供に努める。

【基本目標 4】

社協の基盤強化 ～安定した運営を図る～

社協は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進の中心的な担い手として位置づけられる公共性、公益性の高い民間社会福祉団体と規定されていることから、自立的な組織体制を確立し、経営基盤を強化することが重要となります。社協事務局内の連携強化や人材の育成、組織体制の充実・強化を図り、事業活動を発展させることにより、広範な市民の理解と協力を得て社協の認知度を向上させます。

特に、各支部活動については、住民やボランティア、関係機関などとの協力を得て、さらなる強化を図るとともに、住民主体で地域福祉活動を推進できる仕組みを構築します。

(1) 組織体制の充実を図る

職員間の情報共有体制の構築と連携を強化し、各分野においてより効果的、効率的な業務の実施に努めます。

主な取り組み		活動内容
28	職員間の情報共有	地域における相談や課題などについて、社会福祉協議会として一体的な支援ができるよう、情報共有体制の構築に努める。
29	各種関係機関との情報共有体制の構築	行政と連携を図りながら、制度情報、活動情報など「関係機関・団体などで共有できるような仕組みづくりを検討。
30	各福祉団体との連携体制づくり	ボランティアや各福祉団体など、地域で活動を行っているさまざまな団体が協力と連携を図れるよう、ネットワークの構築を図る。

(2) 安定した経営を推進する

会費、寄付金、共同募金など自主財源確保を目指し、市民が理解しやすい形で活用方法を広報し、さらなる自主財源の確保を目指します。

主な取り組み		活動内容
31	会員の増強活動	市民に理解しやすい形で会費の活用方法や社協の活動内容を周知し、さらなる自主財源の確保を目指す。
32	各種募金活動の推進	共同募金をはじめ、善意銀行など各種募金活動について、市民への情報提供により用途を明確に示しながら活動の強化を図る。
33	自主財源の確保	介護保険事業をはじめ岩井福祉センター、猿島福祉センターの指定管理を受託し、自主財源の確保に努め、福祉事業の適正運営を図る。



(3) 職員の資質向上に努める

職場内研修の実施や、各種資格取得促進などにより、組織、職員の質の向上を図ります。

主な取り組み		活動内容
34	組織内の連携強化	連携を強化し、各分野において、より効果的、効率的な事業の実施に努める。
35	社協内の情報共有体制の構築	担当者会議などを通じ、職員間での事業内容・目的や今後の方向性、目標など意識統一を図る。
36	人材の育成	各種研修への参加や、各種資格の取得促進などにより、職員の質の向上を図り、社協内の組織体制を充実させる。



ゲートボール



芸能発表大会



輪投げ

第4章

地域福祉活動の方向と展開



イラスト：“社会福祉法人 修倫福祉会 丸太” による作品

第4章 地域福祉活動の方向と展開

1 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（以下、「社協」という）は、公共性、公益性の高い民間非営利団体で、住民主体の理念のもと、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織とされています。

社協は、「社会福祉法」において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。また、「社会福祉法」において「地域福祉の推進を図る団体」と規定されたほかにも、以下のように規定されました。

- 複数の市町村を区域とした社協の設置が可能
- 「福祉サービス利用援助事業」の普及、啓発
- 役員の関係行政職員は5分の1以内
- 区域内における社会福祉事業、または更生保護事業を営営するものの過半数が参加する

① 組織の構成

「社会福祉を目的とする事業を営営する者」あるいは「社会福祉に関する活動を行う者」として、社会福祉施設、住民組織、福祉団体などにより構成されています。全国、都道府県、市町村単位でそれぞれ1つずつ社協が設置されています。

② 財源

社協の財源は、民間財源、公的財源、受託事業収入の3つに分かれます。

●民間財源

- 社協会費（一般会費・特別会費）
- 共同募金配分金
- 寄付金

●公的財源

- 社協の基幹となる事業を推進するための補助金
- 委託料

●事業収入

- 在宅福祉サービス提供などを通じた事業収入
- 介護報酬
- 指定管理業務（岩井福祉センター・猿島福祉センター運営事業）

③ 活動原則と機能

1992年（平成4年）に発表された「新・社会福祉協議会基本要項」では、社協の活動について5つの原則と7つの機能が示されています。

●5つの原則

- 住民ニーズ基本の原則
- 住民活動主体の原則
- 民間性の原則
- 公私協働の原則
- 専門性の原則



●7つの機能

- 住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進機能
- 公私社会福祉事業などの組織化・連絡調整機能
- 福祉活動・事業の企画及び実施機能
- 調査研究・開発機能
- 計画策定、提言・改善運動機能
- 広報・啓発機能
- 福祉活動・事業の支援機能

④ 事業内容

社協の事業は、「社会福祉法」において、以下の通り規定されています。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整及び助成
- 前3つに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業

⑤ 業務体制

現在の社協の業務体制は「法人運営・管理部門」、「地域福祉事業部門」、「受託事業部門」、「介護保険関連事業部門」、「障がい総合支援関連事業部門」、「収益事業部門」となっています。

⑥ 「社会福祉法」による新たな役割

「社会福祉法」により福祉サービス利用援助事業が規定され、日常生活自立支援事業、苦情解決を行う機関として社協の新たな役割が期待されています。

■坂東市社会福祉協議会の組織（平成27年4月1日現在）

●執行体制……62人

理事	19人
監事	3人
評議員	40人

●職員体制……49人

事務局長	1人
事務局次長	2人
一般職員	24人
訪問介護員	2人
嘱託	20人



2 社会福祉協議会の取り組み

分野	事業項目	事業の内容	
1 法人運営・管理	(1) 事業活動と財源の安定	①理事会・評議員会の運営	
		②社協役員・委員など研修会	
		③福祉基金、ボランティア基金の効果的運用	
		④会員の加入促進	
		⑤関係団体との連絡調整、助成金の要請	
	(2) 調査広報活動	①社会福祉協議会ホームページの運営	
		②社会福祉協議会だより BANDO の発行	
		③行政広報紙の活用	
		④その他広報紙発行	
		⑤住民ニーズ調査	
		⑥社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画の策定	
	(3) 援護活動	①歳末援護活動	
		②法外援護活動（行旅人の救済・援護など）	
		③災害援護活動（火災見舞金など）	
		④その他（無縁仏供花など）	
	(4) 募金運動の推進	①戸別募金	
		②大口募金	
		③街頭募金	
		④団体募金	
		⑤学校募金	
⑥職域募金			
⑦その他募金			
(5) 善意銀行の運営	①取扱品名：現金・使用済み切手・使用済みプリペイドカード・ベルマーク・書き損じはがき・その他		
	②善意銀行管理運営委員会の推進		
2 地域福祉事業	(1) 地域福祉活動	①県社会福祉大会への参加	
		②各種養成講座・研修などの参加及び企画開発	ア. 傾聴ボランティア
		③ホームヘルパー養成講座の企画開催	
		④さくらまつりの参加協力	
		⑤元気いっぱい福祉まつりの開催	
		⑥福祉教育学区強化事業	モデル地区：七重小学校区 継続地区：沓掛小学校区
	(2) 地域福祉対策事業	①児童福祉対策	ア. 子ども会育成連合会の助成援助
			イ. 子育てサポーター及びボランティア団体との連携
			ウ. 交通遺児入学祝金贈呈事業
		②障がい児（者）対策	ア. 身体障がい者福祉団体の育成援助
			イ. 視覚障がい者福祉団体の育成援助
			ウ. 心身障がい児者父母の会育成援助
			エ. スポーツ活動（屋外スポーツ、県スポーツ大会参加）
			オ. 研修交流活動（療育キャンプ、雪ん子の集い、日帰り研修）
カ. 社会参加促進（特別支援学校及び在宅児者への情報提供など）			
キ. リフト車「夢ふれあい号」の貸し出し			



分野	事業項目	事業の内容		
2 地域福祉事業	(2) 地域福祉対策事業	③母子・父子・寡婦福祉対策	ア. 母子寡婦福祉団体の育成援助	
			イ. 研修活動（日帰り研修、一泊研修）	
			ウ. 母子・父子家庭入学祝品贈呈事業	
			エ. 母子寡婦福祉会演芸大会	
		④青少年福祉対策	ア. 青少年相談員連絡協議会への助成援助	
			イ. 青少年育成坂東市民会議への助成援助	
		⑤高齢福祉対策	ア. シニアゴルフ大会の開催	
			イ. シニアクラブ連合会育成援助	
			ウ. シニアクラブ連合会各種委員会の運営	
			エ. 「健康体操」普及事業	
	オ. ゲートボール・グラウンドゴルフ大会などの開催			
	カ. シニア芸能発表大会の開催			
	⑥世代間交流対策	キ. ふれあいサロン活動 （猿島、岩井・七重駐在所跡地）		
		ク. シニア美術展開催		
(3) 低所得者対策事業	①小口貸付制度の運営	ア. 世代間交流事業の開催		
	(4) ボランティア活動の推進	①出前福祉体験講座		
		②ボランティア活動普及事業協力校		
		③ボランティア団体育成		
		④ボランティアセンター運営		
		⑤ふる里古城まつりの参加・協力		
		⑥お年寄りと子どもの交流会事業		
	(5) 支部長連絡会の活動推進	①事業内容	ア. 支部長連絡会の定期開催	
			イ. 各種まつりなどへの参加	
			ウ. 共通事業などの実施	
			エ. その他必要とする事業	
	(6) 愛のバス送迎サービス事業	①乗用車リフト付き車両による送迎サービス		
	(7) その他/福祉用具貸出事業	①福祉用具機器の貸与	ア. 車いす	
イ. 介護用電動ベッド				
ウ. エアーマット				
3 受託事業	(1) 受託事業の推進	①心配ごと相談所の運営	ア. 相談所の啓発活動	
			イ. 研修などの実施	
			ウ. 相談所の開設	
		②在宅福祉サービスセンター事業		
		③子育てサポーター設置事業		
		④地域活動支援センター事業Ⅲ型（ワークス）		
⑤軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）				

分野	事業項目	事業の内容
3 受託事業	(1) 受託事業の推進	⑥地域ケアシステム推進事業
		ア. 地域ケアシステムサービス調整会議の開催
		イ. クイック会議の開催
		ウ. 在宅ケアチームの組織運営
		エ. 啓発活動など
		⑦地域包括支援センター事業
		ア. 介護予防事業に関すること
		a. 二次予防事業施策
		b. 一次予防事業施策
		イ. 包括的支援事業に関すること
a. 介護予防ケアマネジメント		
ウ. 任意事業に関すること		
a. 家族介護支援事業		
b. 認知症高齢者見守り事業		
c. 成年後見制度利用支援事業		
d. 地域自立生活支援事業		
⑧生活福祉資金貸付事業（臨時特例つなぎ資金貸付）		
⑨日常生活自立支援事業		
⑩手話奉仕員養成講座		
4 介護保険関連事業	(1) 介護保険事業	①居宅介護支援事業
		②介護予防支援事業
		③訪問介護事業の運営
		④介護予防訪問介護事業の運営
		⑤猿島福祉センター通所介護事業の運営
		⑥猿島福祉センター介護予防通所介護事業の運営
		⑦岩井福祉センター通所介護事業の運営 （平成27年12月にて閉鎖）
		⑧岩井福祉センター介護予防通所介護事業の運営
支5 障がい者 支援事業 総合	(1) 障がい者総合支援事業	①ホームヘルプサービス事業
		②猿島福祉センター地域活動支援センター事業（身障デイ）の運営
		③岩井福祉センター地域活動支援センター事業（身障デイ）の運営 （平成27年12月にて閉鎖）
		④地域活動支援センター事業Ⅲ型（障がい者ワークス）
益6 事業収	(1) 収益事業の推進	①坂東市市民研修所管理事業（平成27年11月にて行政に移管）
		②猿島福祉センター管理運営事業
		③岩井福祉センター管理運営事業

第5章

第2次坂東市地域福祉活動計画の 推進体制



イラスト：“社会福祉法人 修倫福祉会 丸太” による作品

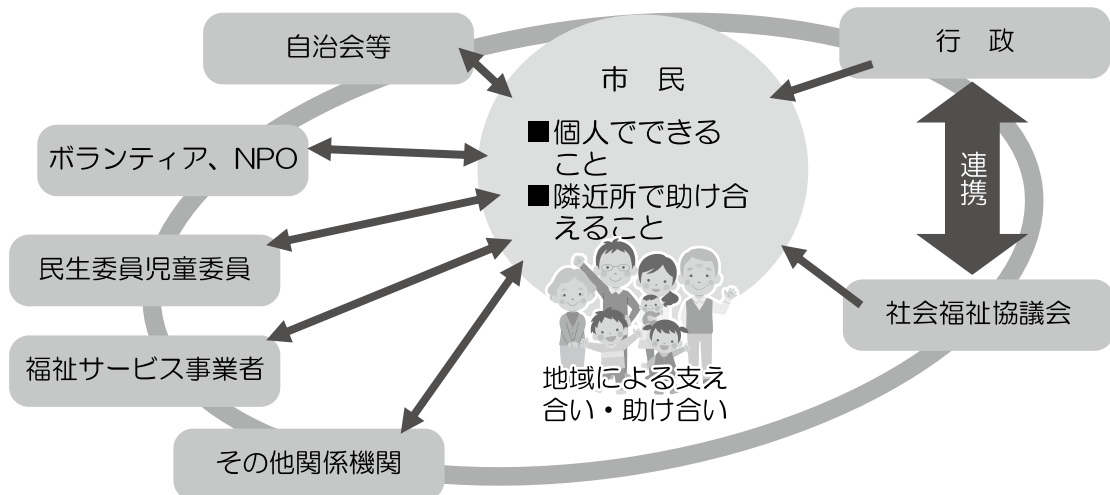
第5章 第2次坂東市地域福祉活動計画の推進体制

1 地域社会や団体、民間との連携とそれぞれの役割

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員となります。自分たちの住む地域の状況に応じた多様な福祉ニーズに、支え合い、助け合いで対応していくためには、個人や家族が解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題は市民同士で解決する「共助」、市民同士で解決できない問題は行政が解決する「公助」といった、それぞれの取り組みが重要となります。

この計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

○協働のイメージ図



(1) 市民、地域福祉団体が担うこと

市民、地域活動団体は、地域福祉への関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域のなかで連携しながら解決していく役割を担っています。そのためには、日頃から地域の人たちがあいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。

(2) 福祉サービス事業所が担うこと

福祉サービス事業所は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や職員の資質の向上に取り組むという役割を担っています。また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアなどが交流し合う場や地域福祉の拠点としての機能も求められます。



(3) 社会福祉協議会が担うこと

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な存在として、担い手の育成やサロンなど交流機会の創出支援とともに、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役割を担っています。

(4) 市が担うこと

行政は、積極的に地域福祉に関する情報提供や啓発を行うことにより、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域福祉の取り組みを展開するとともに、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。



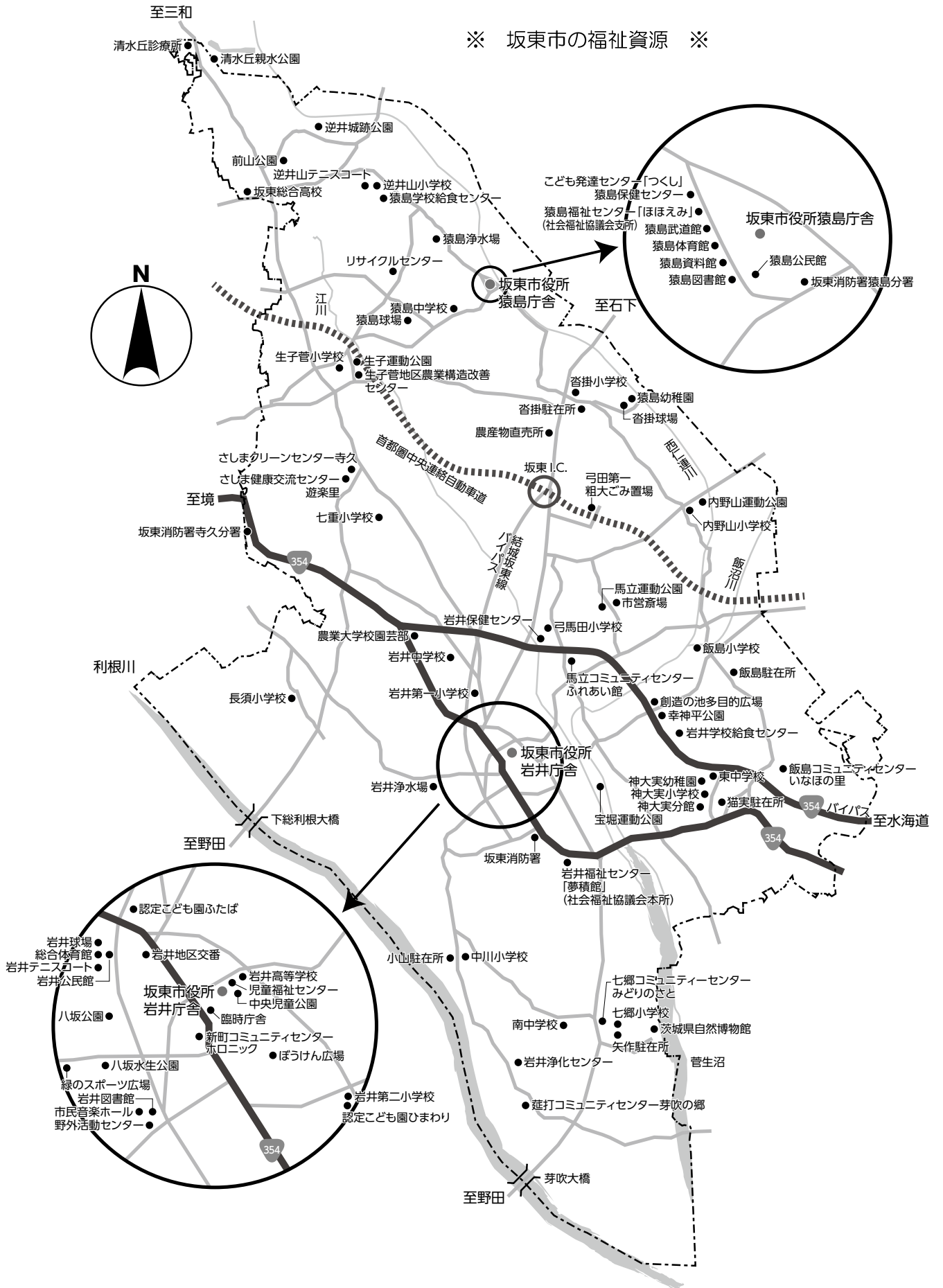
グラウンド・ゴルフ



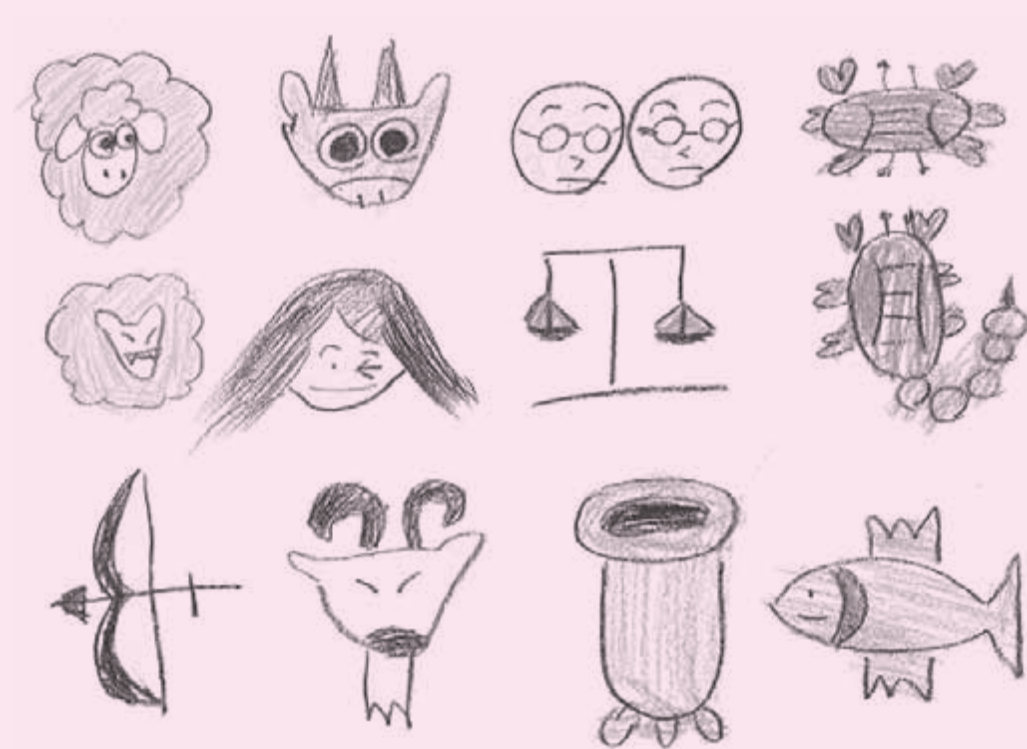
スクエア・ステップ



※ 坂東市の福祉資源 ※



資料編



イラスト：“社会福祉法人 修倫福祉会 丸太”による作品



1 第2次坂東市地域福祉活動計画策定の経過

日付	委員会など	内容
平成27年 4月14日(火)	事務局打合せ	計画策定の全体的な進め方
平成27年 5月12日(火)	事務局打合せ	策定スケジュール検討、委員会の進め方
平成27年 5月25日(月)	事務局打合せ	地区懇談会の進め方、第1回委員会の確認
平成27年 5月27日(水)	委員会	第1回委員会開催
平成27年 6月18日(木)	事務局打合せ	ヒアリング内容検討、地区懇談会進め方
6月末～7月10日(金)	事務局	ヒアリング回答回収
平成27年 7月27日(月)	事務局打合せ	地区懇談会の進め方、ヒアリング結果まとめ方
平成27年7月28日(火)、 29日(水)、30日(木)、8月4日(火)、 6日(木)	地区懇談会	第1回地区懇談会開催
平成27年 8月26日(水)	職員研究会	地区懇談会・ヒアリング結果より目標や課題を導き出す
平成27年 9月18日(火)	職員研究会	基本目標、スローガン、計画の骨子策定
平成27年 9月29日(火)	委員会	第2回委員会開催
平成27年10月16日(金)	事務局打合せ	第2回地区懇談会の資料の作成、内容
平成27年10月23日(金)	事務局打合せ	重点目標の決定、第2回地区懇談会の進め方
平成27年10月29日(木)、 30日(金)、11月 5日(木)	地区懇談会	第2回地区懇談会開催
平成27年12月 4日(金)	委員会	第3回委員会開催
平成28年 1月 4日(月)	職員検討会	計画素案の内容検討
平成28年 1月15日(金)	委員会	第4回委員会開催
平成28年 2月 5日(金)	委員会、事務局	会長へ答申



2 第2次坂東市地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 社会福祉協議会が地域住民や関係機関・団体などと連携し、役割分担を行いながら、地域の抱える福祉課題や問題の解決を目指すとともに、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の発展に向けた「第2次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 策定した計画案を坂東市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提言すること。
- (3) その他計画に関する事項。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から計画策定作業終了の日までとする。
- 3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会長への提言)

第6条 委員会は、計画案を会長に提言するものとする。



(事務局)

第7条 委員会の事務局は、坂東市社会福祉協議会に置く。

2 委員会を補佐するため、事務局内に作業委員会を設けることができる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要項は、平成27年5月27日から施行する。



3 坂東市地域福祉活動計画策定委員名簿

委嘱期間 平成 27 年 5 月 27 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

◎委員長 ○副委員長

No	氏名	よみがな	職名
1	◎櫻井 広美	さくらい ひろみ	学識経験者
2	○倉持 嘉男	くらもち よしお	市民生委員児童委員猿島地区会長
3	青木 徳士	あおき とくし	市社会福祉協議会理事
4	小林 昭夫	こばやし あきお	市社会福祉協議会理事
5	小谷野 伊一	こやの いいち	市社会福祉協議会支部長連絡会会長
6	張替 安弥	はりがえ やすひろ	市社会福祉協議会支部長連絡会副会長
7	池田 正彦	いけだ まさひこ	市民生委員児童委員岩井地区会長
8	山崎 修	やまざき おさむ	市区長会連合会会長
9	倉持 萬吉	くらもち まんきち	市区長会連合会副会長
10	和田 孝子	わだ たかこ	修倫福祉会理事長
11	富山 忠保	とみやま ただやす	市身体障害者福祉協議会会長
12	谷上 富次	やがみ とみじ	市シニアクラブ連合会会長
13	染谷 武良夫	そめや むらお	市シニアクラブ連合会副会長
14	木村 一省	きむら かずみ	市社会福祉課課長
15	飯田 隆夫	いいだ たかお	市社会福祉協議会常務理事兼事務局長

委員会開催について

○第 1 回 平成 27 年 5 月 27 日

○第 2 回 平成 27 年 9 月 29 日

○第 3 回 平成 27 年 12 月 4 日

○第 4 回 平成 28 年 1 月 15 日



4 地区懇談会開催について

○第1回

平成27年7月28日 岩井中学校区①…岩井第一支部、岩井第二支部

平成27年7月29日 岩井中学校区②…弓馬田支部、長須支部、七重支部

平成27年7月30日 東中学校区…飯島支部、神大実支部

平成27年8月 4日 南中学校区…七郷支部、中川支部

平成27年8月 5日 猿島中学校区…生子菅支部、逆井山支部、沓掛支部、内野山支部

○第2回

平成27年10月29日 岩井中学校区

平成27年10月30日 東中学校区、南中学校区

平成27年11月 5日 猿島中学校区

○地区懇談会出席者

■岩井第一支部

1	支 部 長	風見 正一	岩井第一地区分館長
2	副支部長	木原 孝治	岩井第一地区副分館長
3	副支部長	瀬能 進一	岩井第一地区副分館長
4	会 計	木村 道夫	岩井第一地区分館主事

■岩井第二支部

1	支 部 長	針谷 勇	岩井第二地区分館代表
2	副支部長	福永 仁	新町区長
3	副支部長	吉良 俊信	民生委員児童委員
4	副支部長	関 明	辺田中区長

■弓馬田支部

1	支 部 長	石塚 榮太郎	弓馬田地区分館長・弓田3区区長
2	福祉推進員	相馬 勝彦	馬立区長
3	監 事	吉田 倭子	民生委員児童委員
4	福祉推進員	吉田 幹秀	主任児童委員



■飯島支部

1	支 部 長	浦和 誠	飯島地区分館長
2	副支部長	山崎 修	飯島地区区長会長・立川区長
3	会 計	笥田 洋子	民生委員児童委員
4	幹 事	駒崎 征	民生委員児童委員

■神大実支部

1	支 部 長	石塚 信樹	神大実地区分館長・細井区長
2	会 計	羽富 明則	民生委員児童委員
3	福祉推進員	池田 正彦	民生委員児童委員
4	会 長	針替 春乃	更生保護女性会

■七郷支部

1	支 部 長	茂呂 忠男	七郷地区分館長
2	副支部長	野口 藤高	七郷地区区長会長・大谷口区長
3	幹 事	志水 武雄	七郷地区分館主事
4	福祉推進員	高橋 文夫	大崎区長

■中川支部

1	支 部 長	小川 實	中川地区分館長
2	副支部長	横島 久夫	中川地区区長会長・長谷8区区長
3	会 計	倉持 稔	中川地区分館主事
4	監 事	花島 美津子	民生委員児童委員
5	福祉推進員	横島 利男	4区区長
6	福祉推進員	逆井 光雄	7区区長

■長須支部

1	支 部 長	神坂 守男	長須地区分館長
2	副支部長	石田 茂雄	長須7区長
3	幹 事	藤井 俊夫	民生委員児童委員
4	監 事	広瀬 貞夫	長須1部支館長

■七重支部

1	支 部 長	小谷野 伊一	七重地区分館長
2	副支部長	木村 藤一	七重地区区長会代表・半谷区長
3	会 計	木村 一男	借宿区長
4	会 計	中村 雅一	民生委員児童委員
5	監 事	霜田 定二	民生委員児童委員

■生子菅支部

1	支 部 長	五 島 仁 司	菅谷北区長
2	副支部長	鈴木 智子	民生委員児童委員
3	監 事	松本 幸子	大房区長
4	監 事	野村 きちの	民生委員児童委員

■逆井山支部

1	支 部 長	金子 洋助	沼の田区長
2	副支部長	金子 壽一	民生委員児童委員
3	監 事	青木 博	井岡区長
4	福祉推進員	和田 喜市	民生委員児童委員

■沓掛支部

1	支 部 長	寺山 清三	西村北区長
2	副支部長	倉持 嘉男	民生委員児童委員・西村東区長
3	監 事	木村 美智子	民生委員児童委員
4	福祉推進員	木村 順一	西村南区長

■内野山支部

1	支 部 長	張替 安弥	釜前区長
2	副支部長	張替 忠男	民生委員児童委員
3	幹 事	張替 一郎	然山区長
4	監 事	横張 久	塚越区長
5	会 計	島田 孝義	柿台区長



地区懇談会 猿島中学校地区



地区懇談会 東中学校・南中学校地区



5 用語解説

注 1 福祉推進員（4 ページ）

地域の実情に応じた福祉事業を推進するために、坂東市内 13 支部の社会福祉協議会支部の民生委員児童委員や区長などが、福祉推進員として活動している。

注 2 民生委員・児童委員（4 ページ）

民生委員法に基づき、市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めることが職責とされている。また、民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

注 3 NPO（4 ページ）

Nom-Profit Organisation の略で、民間非営利活動組織・団体をいう。日本では、市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織と言う意味で用いられる。

注 4 グラウンド・ゴルフ（25 ページ）

専用のクラブ、ボール、スタートマットを使用して、ボールをクラブで打ち、ホールポストにホールイン（入って静止した状態）するまでの打数を数える競技。鳥取県東伯郡泊村生涯スポーツ推進事業の一環として昭和 57 年に考案された。高度な技術を必要とせず、しかも全力を出す場面と集中力や調整力を発揮する場面がうまく組み合わされており、ルールもごく簡単なことから、初心者でもすぐに取り組める。

注 5 いきいきヘルス体操（38 ページ）

茨城県が高齢者の生活能力を維持し、また地域の介護力を高めることをねらいとして普及を図っているシルバーリハビリ体操。いきいきヘルス体操は、脳卒中による片まひがある方のための体操で、関節の拘縮（こうしゅく：固くなる）予防のために、寝ていても、座っていてもできるように組み立てられ、筋肉を伸ばすことを主としている。

注 6 スクエアステップ（38 ページ）

スポーツ医学や健康体力学、老年体力学を専門とする国立大学法人の教員が連携して開発した科学的エビデンス（根拠）に基づくエクササイズ。高齢者の要介護化予防（転倒予防・認知機能向上）をはじめ、成人の生活習慣病予防、子どもの身体機能の発達など、あらゆる年齢層の体力づくり・仲間づくりにまで適用が可能。

注 7 認知症サポーター養成講座（41 ページ）

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する人のことで、地域包括支援センターなどが開催する約 90 分の講座を受講すれば、誰でもなることができる。受講者には、修了証書の代わりに「認知症の人を支援する」という意志を示す目印「オレンジリング」（ブレスレット）が渡される。



注 8 ボランティアセンター (54 ページ)

市民のボランティア活動を振興するため、ボランティアの相談、登録、情報提供、ボランティア養成研修などを行う機関。

注 9 コーディネーター (54 ページ)

仕事の流れを円滑にする調整者。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であり、そのための調整が必要となる。特に地域援助活動においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整することが重要な役割となっている。

注 10 団塊の世代 (54 ページ)

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。第二次世界大戦直後の昭和 22 年から昭和 24 年 (1947~1949 年) に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代のことである。

注 11 地域包括支援センター (56 ページ)

地域住民の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護保険法に基づき、地域住民への包括的支援事業 (介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント事業) や介護予防支援業務を実施する中核的機関として、市町村が設置する機関。

注 12 ピアカウンセリング (56 ページ)

同じ問題を抱えた人同士で話し合い、個々の問題の共有や解決を図っていく取り組み。

注 13 OJT (57 ページ)

on-the-job training の略。日常業務を通じた職員教育のことで、実際の仕事をしながら指導するので、実地の教育になり身につく利点がある。セミナーなどの仕事を離れる教育に比べ、直接仕事にも貢献することになる。

注 14 コミュニティソーシャルワーカー (57 ページ)

地域で問題を抱えながら生活している人のために、個別に相談支援を行ったり、地域における支援ネットワークづくり、サービス紹介、調整などを行う地域福祉の専門職。

第2次 坂東市地域福祉活動計画

平成28年(2016年)3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

<本所>

〒306-0632 茨城県坂東市辺田 48 番地
(岩井福祉センター内)

TEL 0297-35-4811

FAX 0297-36-2355

<支所>

〒306-0502 茨城県坂東市山 2721 番地
(猿島福祉センター内)

TEL 0280-88-1000 0297-44-2943

FAX 0280-88-1041



イラスト：地域活動支援センター“そよかぜ”による作品

第2次 坂東市地域福祉活動計画

